

平成26年度市政懇談会 開催結果概要

- 平成26年9月2日(火)午後6時～
- 星が浦会館
- 出席者 26人

【市長挨拶】

○はじめに

本日は、お仕事などでお疲れのところ、また、夕食時になりますが、市政懇談会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の市政懇談会は、できるだけ皆様からいただいたご意見等に回答をしていくことを主軸に取り組んでいきたいと思っています。

○(仮称) 釧路市自治基本条例について

今、釧路市では、「(仮称) 釧路市自治基本条例」、つまり、釧路市の自治のあり方、これをどういった形で進めるかを条例化していこうと制定に向けた作業を約2年進めています。

近々、条例の素案をまとめ、議会でも議論しながら、皆さまへも示していきたいと考えているところです。

全国的にも1,700ほどの自治体がある中で300以上の自治体が条例をつくっていきまして、自治基本条例、まちづくり条例等名称は様々ありますが、北海道では、ニセコ町が作ったことが有名ですが、条例を策定しています。

つまり、行政、議会、住民がしっかり連携しながら、しっかりとまちづくりをしていくことを条例化していこうというものです。

これは、「市民力」をさらにあげていくことに繋がっていくと考えています。

釧路市の「市民力」は極めて高いものがあると考えています。過去の歴史を見てもこれは歴然としています。

特にチャイルズエンジェルズの活躍は、キリンもゾウもない動物園に皆で寄付を集めてキリンをプレゼントしようという思いを大きな力に変えて、実現されたものでした。

わずか1年足らずで目標金額を集め、今では、スカイ君とコハネちゃんが揃い、また、動物園内のサインも変わり、非常に多くの方々にお越しいただいています。

昨年の入園者数は、13万人でしたが、今年は18万人を目標に掲げて、大変多くの方々にお越しいただいています。

これも市民力の現れだと思っています。老若男女問わず、多くの方々に寄付していただいた結果だと感じています。

例えば、金融機関では、寄付金の定期預金の金利分を寄付する仕組みを

つくったり、年賀状でも寄付ができたり、いろいろなところを巻き込んで、素晴らしい展開をしていただいたと思っています。

そして、振り返ると、その前にも市民力のエピソードがあります。今の5代目幣舞橋。北海道の三大名橋ということで、本当に釧路の財産と思っています。この橋の架け替えの時、昭和51年であります。

国道であり、公共物に四季の像のようなブロンズ像を設置した事例は、釧路が全国で初めてになります。幣舞橋と釧路の歴史がある中で、是非とも、ブロンズ像を設置したいという市民の方々が浄財を集めて設置されました。

この取り組みは国土交通省、当時は建設省で発行している建設白書に掲載されています。様々な分野でこのマチを思う市民の力というのは、とても温かいものがあり、いろいろなことを実現されてきたところだと思っています。

改めて、議会と行政と市民の方々、ここがしっかりとした役割分担と連携をしながら進めていきたい、そのような中で、これからの人口減少、それから高齢化社会という情勢の中で、まちづくりをどう進めるかという指針として進めていく条例を考えているところです。素案ができたときには、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っています。

○町内会の加入促進について

次に、ここ数年ずっと進めています町内会の加入促進でございます。市長就任から町内会の加入率が50パーセントを切っているというところから、なんとか加入率を上げていきたいと思っている中で、各役員の皆様にご面倒をおかけしながら、この運動を展開してきました。ただ、なかなか、数字に結びついていませんが、徹底的にしっかり行っていきたいと考えています。

失ったものを取り戻すのにどれだけの時間がかかるかといったら、無くすまでの時間の何倍もの時間が必要だといわれています。

とにかく、ありとあらゆる場面で、町内会の加入の必要性、それぞれの地域のどこに住んでいようと入って当たり前ということをしっかり伝えていきたいと考えています。前にもお話したと思いますが、釧路公立大学に入学した山形の学生から「父母から『釧路に行ったら、ちゃんと町内会に入るんだぞ』と言われ、自分は町内会に入っています」という話があり、私は、本当に驚きました。

私自身がこれまで言われたことがなければ、子供にも言ったことがないことで、山形では、町内会に対する意識を誰もが持っているということです。

釧路は、残念ながら私も含めてそういった意識を持っていなかったということの表れでした。これをしっかり作っていくことが重要だと思っていますので、どうぞ、ご協力よろしくお願いいたします。

さらに具体的な動きを進めていこうということで、平成27年に連合町内会創立50周年を迎えるにあたり、改めてこれまでの双方の連携をさらに強化するため、今年度、連合町内会と釧路市との「連携基本協定書」を締結することを相談しているところであります。

協定を結ぶことで、様々な分野に向けて町内会の重要性を訴え、加入促進の働きかけを行っていこうというものです。

具体的には加入率の低い、たとえば①アパート・マンション入居者の加入促進に向けた不動産関連団体との連携、②同様に、公営住宅入居者の加入促進に向けた自治会や市内の市営や道営住宅を一括管理している住宅公社との連携③さらには、企業、官公庁、学校等への加入要請活動の展開など、特に総合振興局の職員はそれぞれの地域の町内会に加入するなど、大体的には加入しています。これらにより、市域全体での町内会加入促進活動に取り組むことができるのではないかと思います。

具体的な活動をしながら意識の醸成をはかり、「連携基本協定書」の内容については、今後、連合町内会事務局および町内会加入促進委員会の場で、しっかりと協議させていただき、10月の「町内会加入促進強調月間」の前に締結し、加入要請活動に弾みをつけていくことを期待しています。

また、今年の4月から広報くしろの表紙に小さなスペースではありますが、町内会に関する情報を毎月掲載しています。このように市としましても、今後もできる限りの取り組みをして加入促進につなげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【地域からいただいた課題等への回答について】

○津波避難場所について（防災危機管理監）

星が浦地区の避難場所の増加についてご要望をいただいていたました。

市の津波緊急避難施設等の指定については、徒歩避難1キロ以内を基準に、原則として学校やコミュニティセンターなどの屋内に待機部屋やトイレのある公共建物を指定しています。

また、1キロ以内に適当な公共建物が無い地区については、24時間対応可能な民間のビルや公営住宅などを津波避難ビルに指定しています。

星が浦地区については、これらの基準を満たした公共の建物や民間の高層ビルが少ない地区と認識しており、現在の指定状況となっております。

今後、新たな津波避難施設等の設置については、数年内に新しい国の基準に基づく大津波の浸水予測が再度行われることとなっており、その結果を見極めてから検討したいと考えています。

○北海道釧路鶴野支援学校前道路の制限速度について（市民環境部長）

市民環境部は、地域の皆様から一時停止や横断歩道、信号の新設などのご要望をいただいた時に、警察へ申請する窓口を担当しています。

当該道路については、北海道釧路西高等学校が開校していた際、制限速

度が40キロでしたが、閉校後50キロとなっていました。今年4月に鶴野支援学校が開校したことから、生徒の登下校時の安全面を考慮し、西高等学校当時の制限速度に戻すよう釧路警察署に要請を行ったものです。

市民生活課の方から、地域の方々からも40キロに変更する点について賛成のご意見をいただいています。

釧路警察署交通課に進捗状況を確認したところ、速度制限を40キロに変更する方向で、現在、釧路方面本部（交通課）と調整しているとの回答を得ています。なお、変更時期は不明とのことですが、早期に変更されるよう引き続き要請していきます。

○大楽毛北1防風林の管理について（都市整備部長）

昭和49年に防風林として設置されました。保安林内遊歩道の草刈りは他の公園と同じく、年2回行っています。それ以外の敷地内の草刈りなどについては面積が広く、経費がかかることから、なかなかできていない状況にあります。防風保安林に指定されていることから釧路総合振興局の林務課や地域の町内会と協議中で、防風林を横断する形で2カ所に両側を見渡せる形で遊歩道の位置を変えて見通しが良くなるよう検討中です。

○中鶴野地区の雨水対策について（都市整備部長）

昨年の台風などでもご不便をおかけしております。中鶴野、鶴野東地区の抜本的な雨水対策は星が浦川の改修と下水道の雨水管整備（星が浦川との接続）を行う必要があります。

このため、現在、星が浦川の改修に向けて地権者と協議を進めているところであります。この地権者との協議がととのった段階で、河川改修の整備を行ってまいりたいと考えています。

現状での雨水対策につきましては、中鶴野の地区では、平成22年度までに、メイン管の補修を行ったところであり、これに接続する排水施設の再整備につきましては、町内会の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと考えています。

○公園の整備について（都市整備部長）

公園の器具についてはできる限り修理を行い存続に努め、修理不能となった場合には、あらためて地域の方々と協議していきたいと考えています。

鶴野1号、2号公園については、他の公園と同じく年2回の草刈りをしています。草刈り時期は6月と8月頃を予定していますが町内会からの要望が有れば盆踊りなどの地域のイベントの実施日を希望日に合わせることも可能です。限られた回数ではありますが、実施日の調整は可能ですので、ご相談いただければと思います。

○鶴野東いつつ星公園に隣接する家への石投げ等防止の対応について（都市整備部長）

このたびの件については、まず、昭和小学校に、今後、このようなこととならないように児童に伝えていただくように要請し、終業式において子供たちに周知されたと聞いています。また、町内会長にも報告させていただき、町内会のラジオ体操のときに合わせて子供たちに周知していただきました。

また、市としまして、公園内に落ちている石については、日常の清掃の中で除去するよう努めています。また、公園と塀が隣接していることから近寄れないように単管パイプを設置したところであり、今後この状況を見ていきたいと思えます。また、今後速やかに経過報告を行うようにします。

●質疑応答

【参加者A】

大楽毛北1の防風林は引き続き今と変わらない管理をしていくのか、それとも、暴風柵でも設けて、防風林を取り除いて公園やパークゴルフ場などにするが良いのかという感想を持っていますがその点についてお伺いします。

【都市整備部長】

北海道の釧路総合振興局へ防風林の解除について確認したところ、現状では、住宅や道路などの守る物があるので、解除できないということでした。

【参加者A】

今の管理のままでは、物騒だと思います。遊歩道がありますが、街灯も少ないですし、良い方向に活性化をはかったらどうかと思います。パークゴルフ場や公園にできれば、街灯も設置されますし、集まる場所ができれば町内会の加入促進にもつながる可能性もあるかと思えます。

【都市整備部長】

釧路総合振興局へ改めて、地域の方からそういったお話がありましたということで、実現できるかは別にして伝えていきたいと思えます。

【参加者A】

いつも回答がありません。連町のほうへ早めに回答をお願いします。

【総合政策部次長】

私どもを介して、早急に回答します。

【参加者B】

防風林についてですが、防風林の管理の中で、木の枝落としなどが一切されていないので、風景も悪いですし、通行するにしても見通しが非常に悪く、光が入らず防犯上も良くない状況になっています。余分な木を切ったり清掃したりすることで、環境を改善することはできると思います。

【都市整備部長】

木の剪定のお話ですが、以前にもこちらからお願いして北海道で補助事業を活用して実施してもらったこともありましたが、現状は、北海道にも補助金がないということで、新たな補助メニューの活用や防風林の解除なども含めて、相談していきたいと思います。ただ、非常に面積が広く、全ての剪定などが難しい状況にあります。二カ所に少し広めの通路を確保して、いくらかでも見通しが良くなるよう改善したいと釧路総合振興局へ相談しているところです。

【市長】

道の林務部としっかり相談していかなくてはならないと思います。他の防風林の事例で、道路のカーブに防風林があり、太陽光を通さないで、冬季は、ツルツル路面になっているので、間引きしたいと申し出たところ、間引きされるまで非常に時間を要しましたが、改善された事例があります。

なかなか思い通りに進まないですが、少しでも見通しがよい道路を確保するために力を入れて取り組んでいます。

今回話題に上がっている防風林は市有地なので、まだ対応をとり易い部分があります。すぐに明確な回答が出るものではないと思いますが、進めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【参加者C】

住宅街の中にある空き地に近所の方が、野菜を植えていましたが、ある時に、公園緑地課の職員が来て、「この場所は公園なので、野菜を植えられないが花なら良い。」と言われました。やはり、公園という名前の土地をそのように利用することはできないのでしょうか。

【都市整備部長】

すでに公園として整備されている土地での野菜の栽培は許可していません。ただし、未供用のまだ整備されていない公園については、農園として利用できます。地域の方が、未整備の公園を使って農園のような利用をしている場所は現在市内に2カ所あります。ただし、公園全体の面積の何割、利用者自らが利用の段取りをすることなどの一定の条件があります。未整備の公園であれば利用できますので、市の公園緑地課へご相談いただければと思います。

【参加者C】

津波の関係ですが、ここから南の地域は、アパートなどの住宅が増えてきています。市のハザードマップでは、星が浦地域は津波の心配がないとなっていますが、もし津波が来たら、指定避難ビルのサンエスまで避難するには距離があり大変です。

町内会の中にここ4、5年前にできた3階建ての老人介護施設があります。その施設も町内会に入会いただき、避難施設になりました。しかし、町内会員全員が入るわけにはいかないの、星が浦の南の方に大きな建物ができる計画はないのかをお聞きしたいです。

【防災危機管理監】

避難施設の指定の際には、数年後までの公共施設建築計画を含めて指定していますが、残念ながら、星が浦の国道から北側については、もともとが住居専用地域で、高層の建物が建ちづらい地域になることから、なかなかご希望に沿える避難施設が身近にありません。ただ、北海道が示した津波予測は、最も安全側に沿った予測をしていますので、平野部でも相当高い予測になります。サンエス付近でも6メートルの波が来ると予測しています。6メートルとなると、3、4階の高さがないと安全確保はとても無理なものですから、現状では、なかなか指定できる建物がないということになります。

堀川町にある高齢者施設の例ですが、大津波でも3階が水のつかない建物であることを確認した上で、町内会と施設の間で話をさせていただいて、町内会の方の避難先となるかわりに収容しているお年寄りの方などの3階までの避難の手伝いを町内会でしましょうということで、双方で話し合いがまとまり、町内会独自で避難先を確保されているところもあります。

市では、最大何メートルの津波まで大丈夫か調べることが出来ますので、鉄筋コンクリート造りで高さのある建物がありましたら、是非町内会のほうで、施設所有者とお話をさせていただき、身近なところに避難場所を確保できるよう、ご検討いただければと思います。

【参加者C】

その場合、市の方へ連絡は必要ですか。

【防災危機管理監】

直接、施設と調整いただいで結構です。

【参加者D】

星が浦地区には、サンエスさんとマルセンさんの2カ所を避難先として指定いただいでいますが、幸いにも私どもの町内会は、マルセンさんのすぐ隣にあり、指定される前から協定を結んで避難訓練等々を実施してました。

津波避難ビルに指定されて、もう一歩進んで食糧の備蓄は考えていただけ

ないかと思えます。当初、マルセンさんと町内会との間で備蓄をしようという話になりましたが、市の津波避難施設に指定されたことで、町内会単独で備蓄しても、必ずしも町内会の人に食糧があたるとは限らないので、備蓄を見送りました。

将来、あの周辺の方々が避難した場合に、相当な避難者で溢れかえることを考えれば、わずかな量では凌ぎきれないのではと思います。行政で備蓄する計画があればお聞かせ願いたい。

【防災危機管理監】

備蓄の関係ですが、津波避難は、皆さん経験されていらっしゃると思うのでご存知かと思えますが、4、5時間から、東日本大震災のような大きなもので、半日から長くて1日くらいが避難時間です。

基本的には、緊急避難ですので、皆さんには、夏でも上に1枚羽織っていただき、なおかつポケットに1食分くらいの非常食を持って、避難いただければと考えています。

食糧の非常備蓄は、賞味期限が3年～5年です。市の避難場所に指定したおよそ80箇所の公共施設には、今年から備蓄をしていきますが、賞味期限が切れないようにしっかりと管理しながら、徐々に増やしていく方向でいます。ご指摘のビル自体は、津波避難ビルですので、現段階では備蓄場所になっていません。

この辺りで備蓄のあるところは、旧西高校の鶴野支援学校に備蓄庫を設けていただき、そちらに一定程度備蓄を置いています。例えば、風水害等で、学校の児童を帰せなくなる場合には、その備蓄を使うことができるよう、公共施設を優先していますので、避難ビル等の備蓄に関しては、もう少しお時間をいただきたいと考えています。

【市長】

釧路市は、これまで約6,000人弱の避難対象者用に約5万食の量を数カ所に分けながら備蓄しています。

実際、避難ビルへ備蓄食料を配備するとなると、北海道が示した津波予想シミュレーションの浸水予想区域では12万5,000人になります。

昔は、避難対象者の方が、3日間過ごせる量を備蓄することが国の指導でした。12万5,000人の3日分の3食となると、人口18万人を切った釧路でも110万食になります。これを備蓄するのは、現実的に困難だということになりました。

まだ明確になっていませんが、国の方でも、せめて1食分だけは持って避難してくださいという形に変わってきています。北海道のシミュレーションに基づく避難対象の方の全量を確保することは、どう計算しても難しい状況ですが、これは津波の場合です。その他、諸々のケースもありますから、そういった意味では、周りの自治体と連携を取る形になってきます。おかげさ

まで、管内の8市町村では、定住自立圏で色々なことを連携していこうと取り組みを行っています。これと併せて生活圏では、根室管内も入っています。十勝や北網も含めての連携になります。内陸の地域との連携を踏まえ、発生から24時間をしっかり生き延びる手段を検討しており、備蓄については、広域連携によりいろいろなものを確保していく形を構築してからと考えています。

【参加者E】

津波の件ですが、逃げる場所はそれぞれ個人の判断で逃げるということですが、もし大きな津波が来た場合には、内陸に車が集中して走ります。大津波警報が出ると、その時点から一方通行になるという提案をしていただいたらどうかと思います。全て山の方へ向かって一方通行にすることを、道路管理者と調整いただいて、広報がいつも周知をして、市民へ逃げ方を浸透される方法はいかがでしょうか。

【防災危機管理監】

お話しいただいたとおり、津波の際の被害を大きくしているのは、安否確認しているうちに波にさらわれる方が多いと東日本大震災の報告で出ています。釧路においても、3・11の津波の当日、30分後くらいから、釧路川、新釧路川に架かる橋や西港に渡る跨線橋などが全て通行止めになり、避難の際に橋が渡れないなどの問題が出ました。それから、1年以上かけまして、いろいろな道路の管理者と相談しまして、浸水区域から、逃げる方向の車については、通行させ、市街地に入る車は、侵入させないということで合意がとれています。市街地に入る全ての車を規制するのは難しいですが、逃げる方向の車の優先を徹底していきたいと思います。

【市長】

車を使用しないというルールもあります。徒歩の避難が原則の中で、橋の通行を止めるという方法を取っていました。冬道でも、積雪80cmの場合でも移動できる1キロ圏内の中に、避難施設とハザードマップを設定しました。

しかし、現実には車があるなかでどうするか。東日本大震災の時には、いち早く幣舞橋と久寿里橋が通行止めになりましたから、警察と開発建設部と釧路市との協議の中で、山を目指す車は通すという自己判断になりニュースにも出ました。車に乗っている人たちが中心市街地から離れるために通る分には、通す必要がある一方で、原則は、避難困難地域の大楽毛などは、車を使わないでくださいと言っている中で、どうやってこれを進めていくのかは、いろいろ考えていかなければならないと感じています。

【参加者E】

津波の大きさによっては、来ないかもわかりませんが、例えば、何キロく

らいまで津波が押し寄せるかということも考えなければいけないでしょうし、それから、この地域では、歩く人はほとんど、その辺で波の下になってしまう気がします。30分走るといっても、年寄りには走れませんので、そうなるとう自動車の使用を許可することも、必要な気がします。

【市長】

確かに、大楽毛と星が浦地域は避難困難地域で、こちらは車での避難を前提とした形にせざるを得ない状況になっています。しかし、なんとか避難困難地域を解消したいと思っています。

ただ、その中で、先ほどもお話しした津波の高さは、北海道が示した最大のシミュレーションです。

また、国には、中央防災会議というものがありまして、その中で、様々なシミュレーションを行っています。東日本大震災以降は、まだ国でシミュレーションを行っていない状況になっていて、まもなく公表されると思います。

市役所でも9.6メートルの高さになると言われていますが、これは北海道が出したものになります。

国から新たな基準のシミュレーションが出てくれば、対策を考えていきたいと思っています。

現実的に逃げる場所が無いこの地域で、また皆さんとのご相談になりますが、例えば、この地域に民間の高層建築物がなければ、子育てや高齢者のことを含めて様々な機能を複合的にまとめた安全な公共施設を建設するのか、道の予算で、寿町に12階建ての道営住宅が建ちましたが、さまざまな企画を出していきながら、避難困難地域における避難場所の確保は、地域の安全性の確保に繋がってきますので、現状はこうだというご意見をいただければありがたいと考えております。この背景があるということで、お話をさせていただきました。

【参加者F】

町内会加入促進の問題についてですが、加入は任意になっていますが、市の条例などで、強制的に加入するなどはできないのでしょうか。

【市長】

したいところですができません。国のルールを地方が超えられない部分ですが、戦争の不幸な歴史の中で、戦後、町内会は、趣味で入っている団体と同じく、入るのも自由だし、やめるのも自由ということになりました。

国が変えてくれれば良いですが、今の流れからいっても無理ではないかと思います。郵政民営化も市場が最優先として民営化して、郵便局が簡保の団体扱いで町内会にバックアップしていたことは、町内会の役員の皆さんはご存知だと思いますが、釧路市連町だけでも800万円以上の活動費が無くなりました。札幌の規模であれば、億の規模だったと思います。

町内会は文化だと思っています。文化を作ることは、非常に時間がかかります。時間がかかるからといって、文化を作る動きを止めてはだめだと思います。

【参加者G】

当町会内に3つある公園の草刈りは、従来、年に1回でした。昨年の市政懇談会で話題にしてから、年2回になりました。草刈り業務は、今まで老人クラブを優先して業務を発注されてきました。ところが老人クラブも高齢化に伴い3つの公園の管理が難しくなり、現在は1か所のみを担当しています。他の2つの公園は一般の業者がやっています。業者に草刈り業務を出すのではなく、町内会へ発注することができないのでしょうか。今、老人クラブで請け負っている一番大きい中央公園は、6月～10月まで、毎月刈っています。緑化協会としては、老人クラブの資金として出しているのので、他の団体には出すことはできないという話です。ある程度、地域の町内会に草刈業務を発注することはできないのでしょうか。

それから、雨水桝の件ですが、雨水管を入れてくれないだろうかと相談していきまして、側溝を掘ることはできるとのことです。しかし、側溝を掘るということは、住宅の前は住民の許可をとらなければ掘れず、住宅の無い部分は掘っても良いと思いますが、それ以外の部分はなかなか難しいかと思えますし、いつになったら雨水管を入れることができるのでしょうか。

また、空き家が増えてきています。危ないから見てくださいと言うと、見には来るのですが、これは、あくまでも個人の持ち物だから、手を付けられないということです。他の自治体で条例を作ったところがありました。釧路市も条例を作って、強制的に撤去してはどうでしょうか。危険と判断したら、強制的に撤去してもらえるとよいですが、更地にすると固定資産税が高くなるという話を聞きますが、やはりそうなののでしょうか。

【都市整備部長】

まず、公園の草刈りについてお答えいたします。確認しましたところ、未供用の公園は、草刈りを行っていませんが、供用中の公園については、2回草刈りを行っていません。お話しがありました老人クラブ連合会で草刈りしているところは、年2回ではありませんが、大きいところは、公園緑化協会から老人クラブ連合会さんにやっていただきまして年4回やっています。

老人クラブ連合会さんも高齢化が進んでいきまして、なかなか草刈りを請け負うのが難しい状況になっていると伺っています。

そういった中で、今、市の連合町内会さんに草刈りをお願いできないかと緑化協会と相談させていただいています。これまでの老人クラブ連合会さんと併せて、連合町内会さんもできないかということを検討させてもらっていますので、お時間をいただきたいと思います。もし、連合町内会さんにも発注できる形になるのであれば、来年度以降進めていきたいと思っています。

雨水管の整備について、ご指摘の地域は、昔宅地造成を行ったところでありまして、平成22年度から改善のため、整備を進めている状況にあります。接続する管は、当然出入りのあるところは、側溝ではなく、管を埋めるということも出てくると思います。個別に町内会さんを通じて相談させていただきたいと思います。

空き家の関係については、お話のあったとおり条例を設置している自治体もありますが、今、国の方で、空き家対策の議員立法が次回の臨時国会で法案を上程する動きがあります。その中でも、今お話がありましたとおり、各自治体の中で有識者を交えた協議会を作り、その中で、計画を作り、計画に基づき、勧告などの措置をとるほか、最終的には、いろいろな手続きをとった上で、行政代執行の手続きもとれるようにするなどの内容の法案になるようです。実施主体となる協議会を作れば、国の方から様々な財政的な支援もあるようだと聞いています。今は、状況を見て、成案になれば、市の方でも状況を見て、検討していきたいと思っています。

【総務部長】

お話しのとおり、空き家でも住宅用地であれば、税制的には優遇されています。それについても、国の方で空き家の議員立法と同じく検討されているようです。今は、安くしているものが、元の税額に戻る可能性があります。

【市長】

空き家の条例の件ですが、しっかりと国に対策を求めていく形の中で、国が法整備を進めてきました。そうすることで、さきほどの問題も解決になるし、国の財源があれば公のお金を使って倒壊の回避などに対応ができます。こういった議会議論があった中で、国の動きがあり、危険度の判定基準の設定などもありますし、研究しながら進めていくことになります。

【参加者H】

草刈りの問題ですが、市道にしても国道にしても道路の縁石に非常に草が生えています。草によって縁石が壊れます。そういったことが、橋の上でも起きています。旭橋などの交通量の多いところでも結構草が生えていまして、外部から来た人が見ますとあまり良い印象を受けないのかなと思います。

個人や事業者の前の道路の部分だけでも草取りを各人の負担でやってもらうことを何かの折に老人クラブや町内会にお願いできないかと思います。そういう手法で草刈りをやったほうが良いのではないかと思います。

縁石の部分は根が生えるので、コンクリートがボロボロになってしまい、道路の清掃されていないところに土が溜まります。そこに種が飛んできて、そこに根が生えて草が伸びてくることになります。ですから、土も清掃しなければならぬですし、清掃機だけでは、草はもぎ取れていきませんので、伸びっぱなしになってしまう。

大楽毛の高専の前の国道でさえも排水溝のところに泥がたまって、草がたくさん生えているところが結構あります。

ですから、もっとPRして個人や事業者の協力で道路の清掃やっていく必要があると思います。

それから、鶴野小学校から仁々志別川沿いの通りに入る道路がありますが、信号のすぐ手前の道路の舗装が剥がれています。水が浸透してだんだん下の砂が崩れていると思いますが、市の道路関係の職員に「直さないと陥没して車のはまると大変なことになるよ」と言いました。湿地なので、水が結構流れています。大型トラックが通ると付近の住宅への振動が大きいです。市の方がパトロールカーで来て、砂袋を置いて、すぐに帰ってしまいましたが、その後から、ずっと状態は変わっていませんので、早く直した方が良いでしょう。

【都市整備部長】

まず縁石の件ですが、地域の個人や事業者の方々に協力いただいて取り除くというご提案は、なかなか難しい部分があります。役所内部でも持ち帰って、できるのかどうか検討したいと思います。

道路の清掃については、道路清掃車を使って、年間通して清掃をしていますが、ただ、なかなか道路の隅まで届かない状況となっています。また、草刈りも道路の草刈りをできる機械を持っているので、道路の草刈りはできるのですが、歩道の方は届かない部分がありますので、なかなか対応がしきれない部分があるかなと思います。個人の方々へお願いすることはなかなか難しいと思いますが、どのようなことができるかを考えたいと思います。

鶴野小学校から仁々志別川の道路に抜ける部分ですが、確かに大型車両の通行が多いです。他は、道道との接続の部分もあります。どういう状況なのか現地を確認させていただきたいと思います。通行の安全上問題があるのであれば、手直しが必要になるかと思います。

草刈りは、現状の清掃の中で、対応していきたいと思います。

【参加者Ⅰ】

西高通りの規制速度の改正は、賛成しましたが、西港から来る星が浦西通りとの交差点の部分。外環状ができてから大型車両の通行が非常に多いです。もし、市の財政に余力があり、計画を立てることができるのであれば、そのまま真っ直ぐ道路を付けて外環状までインターチェンジを取り付けることはできないのでしょうか。昔は、大型車両が通りませんでした。外環状ができたおかげで、行き交う大型車両が多くなりました。通行する側からすると僅かな時間かと思いますが、住民からすると危険を感じますので、真っ直ぐ道路を付ければ避難にも活用できますし、検討していただければ幸いです。

【都市整備部長】

星が浦西通りのことかと思いますが、今、都市計画道路の見直しを行っています。その中で、これまで未整備の道路をどうするかということも含めての見直しをしていますので、その状況を見て星が浦西通りの整備計画が決まると思っていますので、その段階で、また星が浦西通りの延伸については、考えていきたいと思っています。

【総合政策部長】

都市計画道路の見直しは、都市計画課の所管です。今ご意見に出たことも踏まえて検討してまいりたいと思っています。